

令和 6 年度
教育委員会の事務の点検・評価報告書
(令和 5 年度事務事業対象)

令和 6 年 11 月
南九州市教育委員会

— 目 次 —

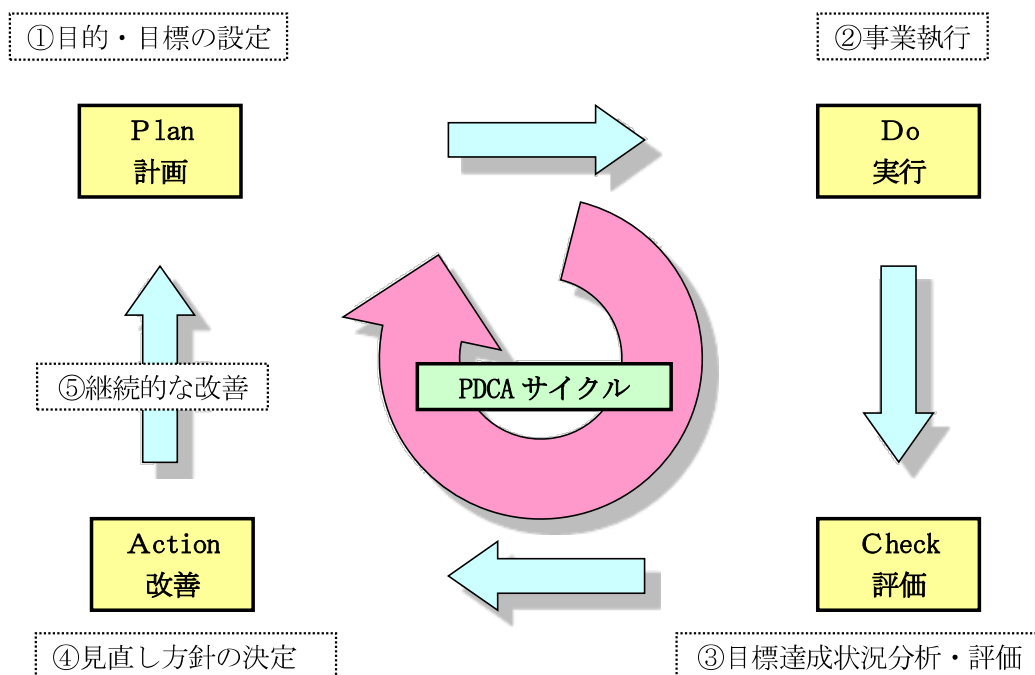
I	教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について	
1	事務事業評価とは	P 1
2	南九州市教育委員会における事務事業評価制度	
3	評価対象事務事業について（令和5年度事務事業対象）	P 4
II	事務事業の点検・評価の内容及び結果について	P 5
1	評価の観点	
2	観点別評価	
3	評価の結果	
III	教育行政評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応	
①	学校教育施設などの整備【教育総務課】	P 8
②	地域の特色を生かした教育の推進【学校教育課】	P 12
③	社会教育推進体制の充実【社会教育課】	P 16
④	特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、特別全国障害者スポーツ 大会「燃ゆる感動かごしま大会」への取組の推進【保健体育課】	P 20
⑤	正しい食事や食習慣の定着【学校給食センター】	P 24
【参考資料】		
○	南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱	P 28
○	南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員	P 29

教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識したうえで、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 南九州市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、南九州市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度の導入を行っているものです。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。

② 効率的で質の高い行政の実現

教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけではなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（**P**lan 計画 → **D**o 実行 → **C**heck 点検・評価 → **A**ction 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。

③ 成果重視の行政の実現

成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

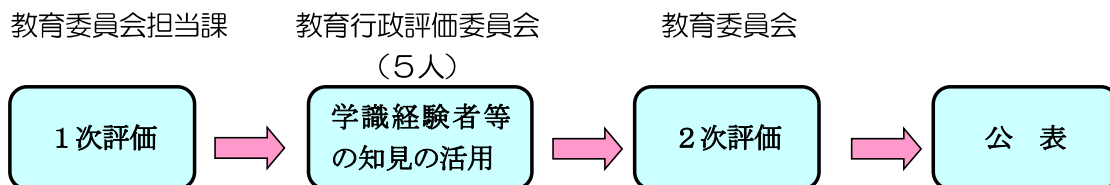
(3) 評価対象事務事業

南九州市総合計画及びそれに基づいた南九州市教育行政重点施策の事務事業等で、前年度から引き続き実施している事業のうち、令和5年度に実施した5施策5事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、教育行政評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 令和6年5月20日 | 点検・評価の対象テーマの決定（教育委員会） |
| 6月7日 | 1次評価の実施（教育委員会） |
| 7月8日 | 第1回教育行政評価委員会（委嘱状交付，対象事業説明） |
| 8月23日 | 第2回教育行政評価委員会（評価委員の意見聴取） |
| 9月24日 | 第3回教育行政評価委員会（意見・提言の取りまとめ） |
| 10月15日 | 2次評価の実施（教育委員会） |
| | 定例教育委員会での教育委員へ説明 |
| 11月 | 市長へ報告，議会へ提出，評価結果の公表（市ホームページ） |

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や教育行政評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か（ニーズの度合） ・ 上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か（目的妥当性の度合） ・ 市が関与しなければならない事務事業か（公共性・公益性の度合）
効 率 性	・ 投入したコスト（事業費・人件費）に見合った効果が得られているか（費用対効果の度合） ・ 効率的な方法で事務事業を実施しているか（同じ経費でもっと効率的な方法はないか） ・ 活動量に対してコストの削減余地がないか（コストを下げる工夫はなされているか）
有 効 性	・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか（上位施策に対する貢献度はどの程度か） ・ 成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か（達成度合） ・ 目的を達成するための手段（実施方法）は有効か（手段の有効度合）

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について（令和5年度事務事業対象）

課 名	施 策	事 業 項 目	頁
教育総務課	学校教育施設などの整備	屋内運動場のLED化	P8～
学校教育課	地域の特色を生かした教育の推進	1 事業名 地域に開かれた特色ある学校教育の推進（地域人材の活用状況の向上） 2 目標指数 R 3 R 4 R 5 R 6 R 7 200 時間 （市内小・中学校数×10 時間程度） 3 目標値の根拠 地域人材を活用した時間数	P12～
社会教育課	社会教育推進体制の充実	地域学校協働活動推進事業	P16～
保健体育課	特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」への取組の推進	特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」開催の検証	P20～
給食センター	正しい食事や食習慣の定着	栄養教諭による食に関する指導	P24～

事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ，公共性・公益性），効率性（費用対効果，コスト削減），有効性（貢献度，目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価（上段：一次評価，下段：二次評価）

重点施策 （事務事業名）	妥当性	効率性	有効性	今後の改革・改善 の方向性
【教育総務課】 学校教育施設などの整備 （屋内運動場のLED化）	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
【学校教育課】 地域の特色を生かした教育の推進 （地域の人材活用事業）	妥当	効率的	概ね有効	見直しの上で 継続
	妥当	効率的	概ね有効	見直しの上で 継続
【社会教育課】 地域学校協働活動の充実 （地域学校協働活動推進事業）	妥当	概ね効率的	概ね有効	現状のまま継続
	妥当	効率的	概ね有効	現状のまま継続
【保健体育課】 特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」，特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」への取組の推進 （特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」，特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」開催の検証）	概ね妥当	概ね効率的	有効	現状のまま継続
	概ね妥当	概ね効率的	有効	現状のまま継続
【学校給食センター】 正しい食事や食習慣の定着 （栄養教諭による食に関する指導）	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
	妥当	効率的	有効	現状のまま継続

3 評価の結果（今後の改革・改善の方向性・内容を踏まえての評価）

課名	重点施策 (事務事業名)	評価（まとめ、課題等）
教育総務課	①学校教育施設などの整備 (屋内運動場のLED化)	「屋内運動場のLED化」については、児童・生徒が体力・運動能力の向上を目指すための学びの場だけではなく、学校体育施設開放事業で市民がスポーツに親しむための重要な施設になっている。 水銀灯や蛍光灯をLED化する取り組みは、照度が高くなるとともに省エネ効果も高いことから、電気代の大幅な削減が期待されるほか、発熱が抑えられ空調施設の負荷も軽減できて冷房効果も上がるとともに、水銀灯に対し寿命も長く、スイッチを入れたら瞬間に明るくなるので、待ち時間もないといった多くのメリットがある。 今後においても、市内各小・中学校のLED化を進めて行くために普通教室や特別教室などへの移行も含め具体的な計画を策定し、進めて行く必要がある。
学校教育課	②地域の特色を生かした教育の推進（地域に開かれた特色ある学校教育の推進（地域人材の活用状況の向上）	「地域の人材活用事業」は農作業体験、伝統芸能の継承を始めとして、社会科や生活科などの授業における講話やふれあい活動など、各校の教育課程に位置付けられた授業の一環として専門的な人材を活用しており、コロナ禍が過ぎた昨年度は目標活用時間の200時間を超えることができた。 現在取り組んでいる「学びのグレードアップ事業」において、地域の芸能や料理、お茶についても学習プログラムに取り入れる学校が増え、年々充実してきている。 今後も、「学びのグレードアップ事業」を中心として、学校と連携を図りながら、豊かな郷土愛を育む教育活動を支援していく必要がある。
社会教育課	③社会教育推進体制の充実（地域学校協働活動推進事業）	「地域学校協働活動推進事業」は、多様な経験や技能を有する地域の方々との参画により、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働しながら様々な活動を実施し、「学校を核とした地域づくり」を目指しており、全体的にその効果が認められた。 各地域におけるコーディネーター数の差異等、課題もあるが地域ごとの事情等勘案しつつ、また全体的な費用対効果も念頭におきながら、特色のある事業の展開ができるよう支援する必要がある。 また令和6年度からは中学校においても実施していくことから、計画が確実に実施できるよう導く必要がある。
保健体育課	④特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」への取組の推進（特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」開催の検証）	かごしま国体・かごしま大会の運営については、競技部門は主に県ソフトボール協会が運営を担い、開催地の特色を出せる「おもてなし・市PR部門」については、各種団体・学校・ボランティアの協力のもと、地元の特色を生かした市民総参加による大会運営が出来たと評価できる。今後は、国体で整備された施設の活用や国体を通して得た見識を今後開催される誘致大会や各種イベントに活かし、温もりのある大会運営に心掛け、交流人口の増加や観光振興にも繋がるよう努める必要がある。また、少子高齢化が進み従来型の「選手選考型」の大会運営が難しくなる中、今後は新たな展開として「自由参加型」や「エントリー型」のスポーツ・イベントを推進し、市民の皆さんが生涯に渡って気軽にスポーツに親しむきっかけ作りとなる場の提供に努める必要がある。
学校給食センター	⑤正しい食事や食習慣の定着（栄養教諭による食に関する指導）	学校と栄養教諭が連携しながら児童生徒に対し、食に関する指導を全校で行っており、正しい食事と食習慣の定着が図られていると考えられる。 子どもを取り巻く環境が、核家族化の進展、共働きの増加などの社会環境の変化や外食や調理済み食品の利用の増加などの食品流通の変化等を背景として、食生活の在り様も大きく変化しつつあり、保護者が子どもの食生活を十分に把握し、管理していくことが困難になってきている。 今後は、保護者等へ向けた食育を試食会や給食センター見学時などの機会を捉え、講話や資料に「個食」「食事の準備・食の自立」等についての内容を盛り込み、啓発に取り組んで行く必要がある。

・事務事業評価シート

・評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け						(評価年月:令和6年5月)	
事業項目 (事務事業名)	屋内運動場のLED化					作成部署	教育総務課
						担当者名	上久保 貞伸
事業の根拠	☐ 法令	☐ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☐ 計画	☒ その他	連絡先	内線 4912
根拠法令等の名称	南九州市教育振興基本計画						
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☐ ソフト事業(任意) ☒ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)						
教育行政上の位置付け	重点施策	学校教育施設などの整備					
	主要事業	屋内運動場のLED化					
事業開始年度	令和4年度			事業終了予定年度	令和7年度		
1 事務事業の実施(Do)							
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)						
	市立小・中学校の児童・生徒, 市民(学校体育施設開放事業)						
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか)						
	屋内運動場の継続した使用を可能にし, 児童・生徒の教育環境の維持を図る。						
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)						
	水銀灯を使用している屋内運動場等の照明設備をLEDに改修する。						
指標	活動指標 (活動評価項目)	年次計画により令和5年度は, 顕娃小, 高田小, 別府小, 松山小の屋内運動場及び川辺中の武道場の照明設備改修(LED化)を行う。					
	成果指標 (成果評価項目)	市立小・中学校の屋内運動場等のLED化率86%					
今後の活動展開及び波及効果	今後も計画的に屋内運動場及び武道館(中学校)の照明設備改修(LED化)を行うことで, 教育環境の維持が図られる。						
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)		令和6年度 (当初予算額 繰越含む)			
	31,840	33,164		21,244			

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	屋内運動場は, 児童・生徒が体力・運動能力の向上を目指すための学びの場だけでなく, 学校体育施設開放事業で市民がスポーツに親しむための重要な施設にもなっている。また, 災害時の指定避難所としての機能も求められている。 また, 「水銀汚染防止法」より2021年から既存の照明である水銀灯が製造中止となっていることから, 年次計画で照明設備の改修を図ることとした。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	事業の実施にあたって, 国庫補助率1/3である「学校施設環境改善交付金」の交付を受け, 地方負担分(事業費から国庫補助金を除いた残りの2/3)には, 「起債」を充当したことで, 事業に対する市の実質的な財源負担の軽減を図った。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	市内小・中学校の屋内運動場及び武道館の照明設備をLED化することにより, 学校施設に求められる機能・性能の確保が図られると共に, 市民のためのスポーツ活動の場が確保される。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 今村 博文	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	年次計画により, 照明設備のLED化は令和7年度の大丸小, 中福良小の屋内運動場及び顕娃中, 知覧中の武道館で完了となる。
	③改革・改善の内容 今後は, 一般照明用蛍光灯が2027年末で製造・輸出入の廃止が決定されているため, 普通教室など校舎内外のLED化を進めていく必要がある。	
評価委員の意見・提言		10～11ページのとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
①学校教育施設などの整備 (屋内運動場のLED化) (教育総務課)	1. 屋内運動場及び武道館についてはLED化が順調に進んでいるようだが、今後普通教室等にも着手される予定か、具体的計画をお聞きしたい。 2. 一般照明用蛍光灯が2027年末で製造廃止が決定されている以上屋内運動場などのLED化は必然である。市立小・中学校のLED化の成果指標が86%に留まっていることが気になるが、残りの14%は具体的にはどのような施設なのか？ 併せて、普通教室や文化会館・地区公民館などの教育施設はもちろん市として全体の公の施設等の改修を積極的に推進すべきでないか？ 3. 屋内運動場LED化は予定通り改修していただきたいと思います。また来年で屋内運動場の改修が終り、その後は普通教室など校舎内外のLED化も進める事にも賛成いたします。 4. 水銀灯をLED化することは省エネ効果が高く電気代の削減ができるとともに、発熱が抑えられ空調施設の負荷も軽減でき冷房効果も上がるようです。また、水銀灯に対し寿命が長く、スイッチを入れたら瞬時に明かりがつくので、待ち時間もないようです。 このようなことから、児童・生徒の学び場の整備を行う本事業については、令和7年度までに計画通りに完了するよう限られた予算の中で効果的に推進していただきたいと考えます。また、一般照明用蛍光灯を使用する普通教室のLED化にも計画的に取り組んでいただきたいと思います。	(1～5までの意見・提言等について) 普通教室等のLED化につきましては、令和7年度以降に調査設計業務を委託し、その設計を基に、翌年度以降に段階的に各学校ごとに複数年に分けて導入していきたいと計画しております。 残りの14%については、令和7年度にLED化を実施予定である額娃中学校武道館、知覧中学校武道館、大丸小学校体育館、中福良小学校体育館、本年度閉校となる松ヶ浦小学校屋内運動場です。 令和7年度には学校施設のうち屋内運動場等は成果指標100%となります。 また、当課としては学びの場所である学校から積極的にLED化を推進し、省エネにも図ってまいりたいと考えております。

	5. わざわざ評価委員会にかけなくても、粛々と進めていって頂きたいと思います。	
その他	1. その他の施設の整備について質問いたします。毎年 11 月に学校の授業参観に行きますが、川辺中の理科実験室の器具や設備が古い事に驚きました。室内が暗いのは LED 化の時に考慮されると思いますが、実験が楽しくなるよう整備していただきたいと思います。各教室、廊下の壁等は、別予算があるのでしょうか？ 2. 事業の対象テーマはどのように決めているのですか？ 毎年、評価する事業はあらかじめ事務局が選んでくださっていますが、ほかにも評価した方がいい事業、新たに取り組んでほしい事業がないか、教育振興基本計画等を参考にしながら考えさせていただきたいと思います。 3.各課にお尋ねです。令和 5 年度事務事業対象事業として多くの事業の中から本年度評価対象に選定した理由をご教示ください。	(1 の意見・提言について) 事業とは別なので、こちらで回答させていただきます。 施設整備とは別に学校備品の予算はあります。 (2～3 の意見・提言について、全課共通のため一括記載) 事業の対象テーマについては、第3期（令和3～7年度）南九州市教育振興基本計画や、南九州市教育行政要覧により展開される施策について、各課が前年度執行事業を抽出、評価の対象としております。 また、評価対象事業の選定方法につきましては、南九州市教育振興基本計画の作成時に 5 年間分の対象事業を選定しており、各課でその年に掲げる重要な施策を選定しております。

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け					(評価年月: 令和6年6月)	
事業項目 (事務事業名)	地域の人材活用事業				作成部署	学校教育課
事業の根拠	☐ 法令	☐ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☒ 計画	☐ その他	担当者名 星原 貴光
根拠法令等の名称					連絡先	内線 4922
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☒ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)					
教育行政上の位置付け	重点施策	地域の特色を生かした教育の推進(郷土教育の充実・振興)				
	主要事業	地域の人材活用事業				
事業開始年度	平成3年度			事業終了予定年度	令和7年度	
1 事務事業の実施(Do)						
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)					
	南九州市内小中学生					
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか) 地域人材が持つ教育力を学校教育に活用することを通して, 学校と地域の連携を深め, 児童生徒の健全育成, 学力向上, 郷土理解を推進する。					
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容) ① 総合的な学習の時間や土曜授業を活用して, 郷土の地理や歴史, 伝統や文化に対する理解を深める学習を充実させ, 郷土に誇りをもち, 郷土を愛し, 国を敬う心を育成する。 ② 郷土南九州に誇りをもち, 未来を担う子供たちを育てるために, 教職員が南九州の文化, 歴史, 伝統等についての理解を深め, 教育実践がなされるよう, 郷土教育に関する教職員の資質の向上を図る。 ③ 本市の基幹産業であるお茶を基軸とした学習を茶業課や本市の人材と積極的に連携を図らせ, それを基盤としつつ, 郷土の産業に興味や関心を深めることができるように努める。					
指標	活動指標 (活動評価項目)	・ 年間200時間 (市内小中学校数×10時間程度)				
	成果指標 (成果評価項目)	R3 年間200時間 R4 年間200時間 R5 年間200時間 R6 年間200時間 R7 年間200時間				
今後の活動展開及び波及効果	学校が地域の人材を, より積極的に活用できるよう教育課程への位置付けと謝金支払いを支援・指導し, 地域に開かれた学校作りを推進する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)		令和5年度 (決算額)		令和6年度 (当初予算額 繰越含む)	
	171		126		240	

《 事務事業評価シート 》

2 事務事業の評価 (Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	地域の伝統・文化継承は、全国的な課題である。過疎化・高齢化が進む本市においては、地域が持つ豊かな自然・文化・歴史の継承は、急務である。 本事業の実施により、学校が地域人材を活用した学びを教育課程に位置付け、計画的に地域と児童生徒とをつなぐことで、特色ある学校づくりに寄与し、児童生徒に豊かな郷土愛を育んでいきたい。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は？ ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	市内全小学校に、一人1時間当たり1,500円の謝金(年間10時間分を上限)を配当している。農作業や踊りの指導においては、指導者が複数人になり、活動時間が1時間を超える場合も多く、削減の余地はない。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☒ 達成 ☐ ほぼ達成 ☐ 下回る	① 地域人材の活用時間 R3 121時間 (コロナ禍のため外部人材の活用を自粛) R4 114時間 (コロナ禍のため外部人材の活用を自粛) R5 216時間

3 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)

一次評価	評価者(担当課長): 永田 大作	
	① 今後の改革・改善の方向性	② 左記の方向付けの理由
	☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	地域の人材を活用することで、米作り、芋植え、茶業体験、カヌー体験、棒踊りなど、学校だけでは担えない多種多様な教育活動を展開できている。また毎年、ふれあいを楽しみにしている児童・地域の方も多く、地域に開かれた学校づくりを推進する上でも本事業は有効である。
	③ 改革・改善の内容 先人が守り、育ててきた豊かな郷土をいつまでも引き継いで行くには、次代を担う子供たちに郷土愛を育むことが大切である。今後も学校に対して、本事業の効果的な活用を指導することで、地域と学校が交流する機会を増やし、児童に温かな人情や慣習、方言などに多く触れさせ、豊かな郷土愛を育んでいきたい。	
評価委員の意見・提言		14～15ページのとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	① 二次評価の結果	② 今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③ 上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
②地域の特色を生かした教育の推進（地域に開かれた特色ある学校教育の推進（地域人材の活用状況の向上）（学校教育課）	1. 地域の芸能や料理，お茶について，川辺仏壇作りの技術等，故郷のことを学ぶ機会になり，かつ地域の方との交流にもなるので，大いに活用してほしい。 地元に住んで下さる先生も減っていらっしゃるのでは，せめて赴任された地域のことを先生方にも知っていただく機会になると思います。 2. 地域の特色ある教育の推進となると地域の産業や人材活用の分野となり企画課・まちづくり推進課・商工観光課・教育委員会等様々な所管課の思惑で人材活用が展開されている現状にある。 客観的にみると，同じ行政委員会の中で，学校教育課と社会教育課の「地域学校協働活動推進事業」と2つの課で事業名の違う事務事業が展開されているように感じる。 学校と地域の連携と同じ事業目的であるようだから精査の必要を感じる。	（1の意見・提言等について） 学校教育課では，令和4年度から「学びのグレードアップ事業」を展開し，地域の人材・教育資源を再発見し，他の追随を許さない，オンリーワンの学校経営が実現できるよう支援しています。現在，地域の芸能や料理，お茶についても学習プログラムに取り入れる学校が増え，年々充実してきているので，今後も，継続・発展させていきたいと考えております。 （2の意見・提言等について） 学校教育課の「地域の人材活用事業」は，農作業体験，伝統芸能の継承を始めとして，社会科や生活科などの授業における講話やふれあい活動など，各校の教育課程に位置付けられた授業の一環として，校区内だけに限らず，地域を幅広くとらえて専門的な人材を活用しています。 一方で，「地域学校協働活動推進事業」は，地域と学校の連携を通じた校区を中心とした地域づくりを目的としており，社会教育課は連携協力体制の整備や普及啓発活動を行っています。 現在，「地域学校協働活動推進事業」では年6回の活動中，3回は地域の活動，あとの3回は学校の授業における活動となっています。学校ではこれらの活動の他にも地域人材を活用する場面がありますので，「地域の人材活用事業」は大切な事業だと考えております。

3. 南九州市は、すばらしい文化・歴史・伝統の町です。しかし、各地域で、この伝統を繋いでいくのが難しくなっているのも事実です。 学校と各地域の人材を活用した事業を展開して豊かな郷土愛を育んでいただきたいと思います。 4. 地域コミュニティが衰退している中、本事業の推進により学校と地域の連携を深め、児童・生徒の健全育成、学力向上、郷土理解を推進することは人づくりや地域づくりに貢献していると思います。また、特色ある学校づくりに寄与するとともに、講師等の生きがいづくりにも役立っていると考えます。 今後も本市の基幹産業である農業体験や郷土芸能等を活用して学習に組み込み郷土愛を育むとともに、児童・生徒の地域との交流の機会とし、心の教育の充実に努め、開かれた学校づくりに努めていたいただきたいです。 このため、今後もさらに見直しを図りながら有効な取組みになるように進めてください。 また、どの学校でも概ね 10 時間程度取組が行われていますか？それとも差がありますか？	(3 の意見・提言等について) 前述の「学びのグレードアップ事業」では、知覧ねぶた祭りやソラヨイ、九玉太鼓の継承・発展などに役立てられています。また、従来の「お茶博士になろう」といった茶業体験活動から「種からお茶プロジェクト」等、新しい取組も生まれてきました。今後も豊かな郷土愛を育む教育活動を支援していきたいと思います。 (4 の意見・提言等について) 学校における教育活動が、学校内だけでなく、地域との関わりの中で充実・発展し、その成果を地域に還元できるよう、今後ますます、地域に開かれた学校づくりを目指して、学校を支援していきたいと考えております。 概ねどの学校も 10 時間程度の活用が図られておりますが、学校によっては差があります。そのため、学校教育課では、活用状況を定期的に把握し、活用の少ない学校については、積極的な活用を働きかけております。
--	---

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け						(評価年月:令和6年5月)	
事業項目 (事務事業名)	地域学校協働活動推進事業費 (地域学校協働活動推進事業)					作成部署	社会教育課 社会教育係
						担当者名	瀬戸川 裕作
事業の根拠	☐ 法令	☐ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☐ 計画	☒ その他	連絡先	内線 4931
根拠法令等の名称							
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☒ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)						
教育行政上の位置付け	重点施策	地域学校協働活動の充実					
	主要事業	地域学校協働活動					
事業開始年度	令和3年度			事業終了予定年度	継続		
1 事務事業の実施(Do)							
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)						
	地域と学校						
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか) 幅広い地域住民や企業・団体等の参画により,子どもたちの成長を支え,学校を核とした地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するため,学びによる地域づくりや地域人材の育成を通じて地域全体の教育力の向上及び活性化を図る。						
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容) 市内全小学校での事業展開 ① 地域コーディネーターの集約 ② 地域コーディネーターの資質向上(地域コーディネーター研修会の開催) ③ 年間計画の集約及び指導・助言 ④ 地域学校協働活動の周知 ⑤ 地域学校協働活動だよりの発行(全PTA戸数, 全自治会公民館配布)						
指標	活動指標 (活動評価項目)	市内全小学校での事業展開と年間6回の活動実施。					
	成果指標 (成果評価項目)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		実施校	知覧, 宮脇, 大丸	浮辺, 中福良, 清水, 九玉	霜出ほか8小学校	市内全小・中学校	
		活動回数	各6回	各6回	各6回	各6回	
今後の活動展開及び波及効果	継続することで,地域と学校の連携や地域住民の交流の促進が図られる。また,児童は,郷土を学ぶことにより,郷土を知り,郷土に誇りをもつことに繋がるのが期待できる。 なお,本事業は令和6年度,市内3中学校でも実施する。						
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)		令和5年度 (決算額)		令和6年度 (当初予算額 繰越含む)		
	106		427		578		

《 事務事業評価シート 》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化により、これらを背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化が進んでいる。 地域学校協働活動は、幅広い住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動であり、体制づくりを行い、推進していくことで、これら課題に対応していくことが可能となる。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか、コストを下げる工夫をしたか

☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は？ ☒ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☐ 削減余地はない	事業費は、学校毎に事業実施のためのボランティアの参集や、各種準備等に対応する地域コーディネーター(R5年度 52名)への出会謝金及び、活動状況周知のための「地域学校協働活動だより」にかかる印刷経費である。 地域の実情や特性に応じた地域学校協働活動を今後も図る必要があるが、地域においてコーディネーター数に差異があることから、統一することで削減の可能性はある。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか、手段(実施方法)は有効か

☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	令和5年度は残りの9小学校で含めた市内16小学校で実施できた。また地域コーディネーター研修会を開催し、資質向上や情報交換を行った。 実施回数は年間6回の実施(学校内活動3回、地域での活動を3回)を依頼したが、回数に満たない学校があり偏りが見受けられた。 ※6回以上(8小学校 50%)、5回(5小学校 31.2%)、4回以下(3小学校 18.8%)

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 川之上 勇一	
	① 今後の改革・改善の方向性	② 左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	地域と学校が相互にパートナーとなり連携しながら、交流が深まる活動や取組の持続的な推進を図り、学校を核とした地域づくりを目指す。
二次評価	③ 改革・改善の内容	
	令和6年度の年間計画が確実に遂行できるように、地域コーディネーターと学校の連携が上手くいくように、対応や支援を積極的に行っていく。今後、中学校でも実施するが、一定の期間を設けて進捗状況の確認を行い、計画が確実に実施できるように導いていく。また、「地域学校協働活動だより(第2号)」を発行し、さらなる周知を図る。	
評価委員の意見・提言		18～19ページのとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	① 二次評価の結果	② 今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③ 上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
③社会教育推進体制の充実（地域学校協働活動推進事業） （社会教育課）	1. 令和3年度から本事業の推進モデル地区として関わってきている。 本事業開始前からの既存事業も本事業趣旨に合わせてメニュー化し、各学年・学校全体と工夫を凝らして展開している。 地区民総参加型事業を目指す地区にとって、合同運動会や六月灯（灯ろう製作・舞台芸能）等協働活動において、本事業の成果が出ている。 16小学校に地域コーディネーターが52名配置されているようだが、メニュー毎の配置と考えるが、1・2名までと統一することで事業費の削減に繋がるのでは。 小学校の統廃合地区と学校との関連性が懸念されます。 2. 各学校で実施回数に差があるようです。現在の子どもたちは、日常的にいろいろな事を体験する機会が減っているように思います。実施回数が少なかった学校には、それなりの理由があると思いますが、たくさんの機会を子どもたちに与えてほしいと思います。 3. 少子化や過疎化の進展や家庭形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域との関係が希薄で家庭の孤立化や教育力の低下等の課題がある中、学校だけでなく社会総がかりでの教育が求められていることから、地域と学校がパートナーとして連	（1の意見・提言等について） 地域コーディネーター数に差異があることは認識しております。地域ごとに事情等あるとは思いますが、数を統一することで経費削減に繋がります。しかし、地域により特色のある事業の展開のため特に必要である場合や、またそのことが事業推進の妨げになることは好ましくないことから、状況を見守りながら推進してまいります。 学校の統廃合においても、統合先の学校において事業が展開されます。地域コーディネーターも統廃合後、学校により調整していただき、地域間のバランスのとれた事業の展開に努めてまいります。 （2～3の意見・提言等について） 社会教育課からは、各学校に年6回程度（3回は学校向け、3回は地域向け）の実施をお願いしています。本事業は、地域と子どもたちが触れ合い交流する貴重な体験の場でもありますので、引き続き学校への実施を依頼してまいります。

	携・協働する本事業に継続的に取組むことが必要不可欠であると考えます。 学校によりコーディネーター数に差異があるとのことではありますが、特色ある活動を展開するために必要なものであれば統一して削減する必要はないと思います。 学校教育課と社会教育課の事業については、質の高い教育を児童・生徒に提供するためにも、連携して取組んでいただきたいです。	
--	--	--

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け					(評価年月:令和6年5月)	
事業項目 (事務事業名)	特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」開催の検証				作成部署	保健体育課
					担当者名	桑水流 純信
事業の根拠	☒ 法令	☐ 条例・規則	☒ 要綱・要領	☒ 計画	☐ その他	連絡先 内線4942
根拠法令等の名称	スポーツ基本法, 南九州市市民運動基本計画					
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☒ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☒ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)					
教育行政上の位置付け	重点施策	特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」への取組の推進				
	主要事業	特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」				
事業開始年度	平成28年度			事業終了予定年度	令和5年度	
1 事務事業の実施(Do)						
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)					
	市民					
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか) 市民, 関係機関, 競技団体, 行政などが相互の連帯感のもと大会の成功に向けて広く市民運動を展開し, 南九州市らしさを活かした市民総参加による大会を目指す。					
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)					
	・市民総参加のもと, 国体イベントやボランティア活動への参加などで国体を盛り上げる。 ・全国から訪れる全ての方々に対し, 笑顔とまごころのこもったおもてなしで歓迎する。 ・スポーツとの様々な関わりを通じて, 生涯にわたってスポーツに親しむ。 ・豊かな自然, 歴史, 文化, 観光, 食など「南九州市」の魅力を全国に発信する。 (燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会南九州市市民運動基本計画より)					
指 標	活動指標 (活動評価項目)	・花いっぱい運動への取り組み(市内小中学校, 地区公民館, プランター里親ほか) ・クリーンアップ運動への取り組み ・手作り応援のぼり旗作成(市内小中学校) ・ボランティア活動(リハーサル大会, デモンストレーションスポーツ, かごしま国体, かごしま大会) ・学校応援(かごしま国体ソフトボール競技) ・炬火イベント(南九州市炬火リレー R5. 7.24開催) ・国体ダンスの普及啓発(各イベント等での広報及び出前教室等の開催)				
	成果指標 (成果評価項目)	・花いっぱい運動(R4年度 435プランター, R5年度 900プランター) ・クリーンアップ運動(市スポーツ少年団交歓交流大会時に実施) ・手作り応援のぼり旗作成数(R5年度 111枚) ・ボランティア活動参加数(延べ259人) ・学校応援(学校数19校, 観戦者数 1,580人) ・炬火イベント(炬火ランナー210人) ・国体ダンスの普及啓発活動(R4年度 7回 R5年度 5回)				
今後の活動展開及び波及効果	市民総参加による取り組みにより, スポーツの「みる する ささえる」を体感したことで, 今後もスポーツを活かしたまちづくりを推進していく。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)		令和6年度 (当初予算額 繰越含む)		
	4,929	119,118		0		

《 事務事業評価シート 》

2 事務事業の評価 (Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☐ 妥当 ☒ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	かごしま国体・かごしま大会については、2020年に開催延期が決定したのち、2023年の開催準備や市民への気運醸成に引き続き市実行委員会を中心に取り組んできた。また、大会を成功へ導くためには、市民総参加により両大会を盛り上げ、スポーツによるまちづくりに貢献できるよう、市が関与していく必要がある。

☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は？ ☐ 削減余地ある ☒ ある程度ある ☐ 削減余地はない	手作り応援のぼり旗の作成や花いっぱい運動では、市内小中学校や地区公民館等やボランティアの協力により延期前と同規模で取り組むことで、開催気運の醸成を再び図ることができた。また、延期前に作成していた手作り応援のぼり旗も再設置し、選手や来場者を歓迎することができた。なお、大会終了後は、花プランターを学校や引き取り希望者を募り、再活用することで両大会の余韻を感じてもらえるよう取り組んだ。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	国体は毎年、都道府県を巡回し、開催会場の様々な準備やおもてなしを行うことで、スポーツによるまちづくりに貢献するものと考えられている。両大会が新型コロナウイルス感染症の影響により開催延期になってから、2023年の開催にいたるまで、本市の実情に応じた市民運動の取り組みを継続的に実施できたことで、今後も地域スポーツへの関心の高まりとスポーツによる活力あるまちづくりを推進する。

3 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)

一次評価	評価者(担当課長): 保健体育課長 塗木 光久	
	① 今後の改革・改善の方向性	② 左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	50年ぶりのかごしま国体の開催であったが、本市で開催されたソフトボール競技では、市実行委員会を中心に市民総参加型の運営や全国から訪れる方々に対し、笑顔で心のこもった「おもてなし」の歓迎ができたと考えます。また、本市の観光や特産品などの魅力も全国に向けて発信できたことから、今後本市で開催されるイベント・誘致大会・合宿等でこの手法を継続していきたい。
	③ 改革・改善の内容	
	・デモンストレーションスポーツで行われたディスクゴルフは、誰でも気軽にできる種目であることから、市民向けのスポーツとして定着させるため、各種イベントやレクリエーション等で推進し、市民がスポーツに親しめる場を多く提供できるように努める。 ・国体に向けて整備された施設については、今後の市民の利用促進やソフトボール協会を中心とした大会誘致を進めることで交流人口増加を図り、観光振興に繋がるよう努める。	
評価委員の意見・提言		22～23ページのとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	① 二次評価の結果	② 今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☐ 妥当 ☒ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③ 上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
④特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」への取組の推進（特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」開催の検証） （保健体育課）	1. ディスクゴルフ等のデモンストレーションスポーツが今後メジャー競技並に普及する可能性は高いと個人的には思う。大会誘致で活性化を検討するならば、ソフトボール競技を優先的に考えるべきと思うが、いかがか。 2. 私の所属している障がい者施設の利用者の方たちも応援に行かせていただいたり、佳子内親王殿下がいらっしゃった日には沿道に並んでお出迎えさせていただきました。 ソフトボールの試合の見学に伺った時には、車いすの方を2～3人の係の方がサッと応援席に持ち上げてくださり喜んでいらっしゃいました。 知的障がいの方のソフトボールやフットソフトボールの試合にも、もっと地域の方や子どもたちの応援があったらなと思いました。 市職員（会計年度？）の方の不正の件は残念でした。 3. 幼少期に開催された「太陽国体」と比較する必要はないと思うが、県全体事業としては、個人的には盛り上がりに欠けた感があった。運営メンバーとして手伝いさせてもらったが、本市においては市内の各種団体で実行委員会を組織、しおもてなし第一に運営された結果は十二分に評価できると思います。 人口減少・高齢化が進行していく今後においても市民総参加型のスポーツイベントの開催を目指してください。	（1～4の意見・提言について） 現在、県・西日本・全国規模の大会誘致実績のある市加盟競技団体はソフトボール協会、毎年15大会程度を本市で誘致していただいているところです。今後も国体開催において整備された施設を活用し、引き続き市の活性化に繋がる大会や合宿誘致をお願いしているところです。市としても円滑な誘致が進むよう施設整備など可能な限り協力・支援していきたいと考えております。また、ディスクゴルフ等のニュースポーツについては、子供から高齢者まで誰でも気軽に楽しくできるスポーツであることから、市として選手選考型の大会から自由参加型のイベント等に移行し、各種団体と連携を図りながら、多くの市民の方に「いつでも、どこでも、だれでも」それぞれの関心や適性に応じて生涯に渡ってスポーツに親しむ場の提供に推進して参ります。 かごしま国体・障害者大会の運営については、競技部門は、主に鹿児島県ソフトボール協会が運営を担い、開催地（地元）の特色を出せる「おもてなし・市PR部門」については、市職員・市各種団体・各学校・ボランティアの皆さんの協力のもと、地元の特色を活かした運営ができたと考えております。 国体を通して学んだ運営手法（雨天時対応・おもてなし・市の魅力発信など）を本市で開催される誘致大会や合宿・各種イベントなどに活かし、交流人口の増加を図り観光振興にも繋がるよう努めて参ります。国体関連の役員・参観者数については、以

4. 国民体育大会や全国障害者スポーツ大会を開催することにより取得した見識を今後開催する大会にフィードバックし、温もりのある大会を開催してください。 7月8日の委員会でもお話がありましたように市開催の各種スポーツ大会がマンネリ化していますので、ニュースポーツへの取組もよろしくお願いします。 雨天対応の施設等課題は多いですが、今回整備された施設等を活用してスポーツ合宿等も関係者と検討していただきたいです。 5. コロナ禍により2年間延期となりましたが、1番苦労した点を教えてください。	下のとおりですが、 <table><tr><td></td><td>役員</td><td>参観者</td><td>計</td></tr><tr><td>国体</td><td>1,571名</td><td>5,600名</td><td>7,171名</td></tr><tr><td>障害</td><td>520名</td><td>860名</td><td>1,380名</td></tr><tr><td>ディスク</td><td>60名</td><td>50名</td><td>110名</td></tr><tr><td>ドラゴン</td><td>76名</td><td>117名</td><td>193名</td></tr></table> ※障害者大会時の秋篠宮佳子内親王殿下御観覧時1,300名が訪れております。 かごしま国体では、市内各小学校の協力のもと、平日の授業時間を割いて学校応援をしていただき大会を盛り上げていただきましたが、障害者大会は、土・日のみの開催ということもあり学校応援が叶わなかったところであります。 (5の意見・提言について) 延期後、次の開催日程が決まるまでの間、市民の気運を維持し続けることが大変でした。		役員	参観者	計	国体	1,571名	5,600名	7,171名	障害	520名	860名	1,380名	ディスク	60名	50名	110名	ドラゴン	76名	117名	193名
	役員	参観者	計																		
国体	1,571名	5,600名	7,171名																		
障害	520名	860名	1,380名																		
ディスク	60名	50名	110名																		
ドラゴン	76名	117名	193名																		

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け						(評価年月:令和6年5月)	
事業項目 (事務事業名)	栄養教諭による食に関する指導					作成部署	学校給食センター
						担当者名	浜村 征寿
事業の根拠	☒ 法令	☒ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☐ 計画	☐ その他	連絡先	内線 5203
根拠法令等の名称	学校給食法, 食育基本法, 南九州市立学校給食センター条例						
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☐ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☒ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)						
教育行政上の位置付け	重点施策	正しい食事や食習慣の定着					
	主要事業	栄養教諭による食に関する指導の充実					
事業開始年度	平成23年度			事業終了予定年度	継続		
1 事務事業の実施(Do)							
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)						
	・市内幼稚園の園児及びその保護者 ・市内の小中学校に通学している児童生徒及びその保護者						
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか)						
	・栄養教諭による食に関する指導により, 正しい食事と食習慣の定着を推進する。						
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)						
	・栄養教諭による食に関する食育指導 ・学校給食センター施設見学受入れによる給食のあり方指導 ・試食会や学校保健会等での給食のあり方指導						
指標	活動指標 (活動評価項目)	・市内全学校において栄養教諭による食に関する食育指導を行う。 ・学校給食センター施設見学の積極的な受入れを行う。 ・試食会や学校保健会等での食に関する食育指導を行う。					
	成果指標 (成果評価項目)	・栄養教諭による食に関する食育指導を市内全学校で行った。(実施回数115回) ・センター施設見学を通して給食物資の納入, 調理及び喫食までの給食のあり方指導を行った。(実施回数3回) ・試食会の実施や学校保健会等での食育指導により学校と家庭の連携が図られた。(実施回数26回)					
今後の活動展開及び波及効果		・栄養教諭の食に関する食育指導により, 正しい食事や食習慣を定着させ, 児童生徒の健康維持や体力向上を図っていく。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)		令和6年度 (当初予算額 繰越含む)			
	0	0		0			

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	学校給食の提供は、義務教育諸学校の設置者が実施するよう学校給食法で規定されており、児童生徒の心身の健全な発達や食に関する正しい理解と適切な判断力を養うため、学校給食法及び食育基本法に基づき、食育の推進を行う必要がある。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は？ ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	給食時間、試食会、学校保健会等の時間を活用することにより、効率的に食育指導が行われている。 また、実際に学校給食センターで調理の様子等を見学することにより、食に関する関心が高まっている。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☒ 達成 ☐ ほぼ達成 ☐ 下回る	児童生徒達から給食に対する感謝の手紙等が届くなど、専門的な知識を持った栄養教諭が行う食に関する指導によって、正しい理解が深められている。 試食会や学校保健会等で食育指導を行うことにより学校と家庭の連携が図られている。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 井上みどり	
	① 今後の改革・改善の方向性	② 左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	学校給食法第10条において、栄養教諭は、児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、指導を行うとされている。現在、栄養教諭3名が市内小中学校へ様々な機会を捉え指導を実施し、学校、学校給食センター、保護者と連携し、児童生徒の食に対する正しい理解が図られているため。
	③ 改革・改善の内容 ・全学校への指導にあたるためには、栄養教諭数、3名の維持 ・授業形態は、栄養教諭と担任・教科担任によるTTによる授業の教職員への理解を図る。 ・児童生徒の現状を把握するための事前打ち合わせの充実	
評価委員の意見・提言		26～27ページのとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	① 二次評価の結果	② 今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③ 上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
⑤正しい食事や食習慣の定着 (栄養教諭による食に関する指導) (学校給食センター)	1. 非常に良い取り組みであると評価します。引き続き実施してほしいと思っています。 2. これは、毎年必ず行われていることではないのですか？ 最近は核家族化による「個食」、栄養バランスを考えたものでない料理の内容等が多い家族が増えています。「家族そろって食べることがない」「冷蔵庫（台所）に食べるものがない」「コンビニそうざいや弁当が多い（炭水化物太りになる）」という児童が少なからずいます。 大人はもちろん、子ども自身に栄養のこと、買って食べる時もバランスを考えること等、知識を身につけてほしいと思います。 3. 大変評価できる事業であると思います。 社会情勢の変化により、家庭の味の無いなかで生活している世帯が多くなっているという話を聞きます。 飽食の時代となりコンビニで多種多様な商品を取得できていることも原因だと思うが、栄養教諭3名の維持確保による活動の推進により、児童・生徒への食育はもちろんであるが、保護者への食育をもう少し推進できないものか期待したい。 4. 正しい食事や食習慣の定着は、本来家庭で行われるべきことではありますが、現状は難しいところです。 南九州市は、給食費の無償化が行われました。学校、学校給食センター、保護者、児童・生徒だけでなく、地域	(1～3の意見・提言等について) 子どもを取り巻く環境は、核家族化の進展、共働きの増加などの社会環境の変化や外食や調理済み食品の利用の増加などの食品流通の変化等を背景として、食生活の在り様も大きく変化しつつあり、保護者が子どもの食生活を十分に把握し、管理していくことが困難になってきています。 学校と栄養教諭が連携した食に関する指導は、毎年各学校において年1回以上行っています。学校や学級での子どもの実態もそれぞれ異なるため、各学級担任等と事前打ち合わせを行い、子どもたちが興味を持ち、理解し、自ら実践していけるよう、指導内容や教材を工夫して指導を行っています。内容は、朝ごはんの大切さ・食事のマナー・食べ物の栄養・成長期の栄養について・学級園で栽培された作物と関連した内容（大豆等）など、多岐にわたる内容となっております。 保護者への食育については、毎月の給食献立表や給食だよりの配布、試食会時の資料配布、講話を行っています。今後、「個食」「家族での供食」「食事の準備・食の自立」等についても給食だよりに、試食会資料や講話等へ内容を盛り込み、保護者への啓発を積極的に行っていきたいと考えております。 (4・5の意見・提言等について) 地域の方々への学校給食の状況については、保護者をはじめ、各学校に設置されている学校評議委員会、地域の高齢者等のみなさまへ学校からの要望により試食会を令和5年度は27回実施しております。また、

	の方々へ学校給食の状態を説明会やイベント等があっても良いように思います。 5. 栄養教諭による食育指導は、園児、児童及び生徒の健康な生活をささえることや豊かな人間性を育む点からも非常に重要な活動であると考えます。今後も栄養教諭3名体制を維持し、次世代を担う子供たちに望ましい食習慣が定着するよう学校や家庭との連携をより深めていただきたいと思います。 また、給食の現状を理解していただくためにも試食会につきましても継続的に取組むことが必要であると考えます。最後に、地産地消へのさらなる取組みもよろしくお願いします。	学校給食センター見学について、コロナ明けとともに再開しており、調理の様子を撮影した動画も作成し、各学校へ配布や学校給食センター運営委員会での視聴を行い、学校給食への理解を図ったところです。今後は、新たな動画を作成し、試食会や食の指導等で積極的に活用していく計画です。 地場産物活用事業については、「かわなべ牛」やJA 南さつまとの連携により貴重な「かわなべメロン」などを給食に提供しております。また、地場産物については、生産者への取材を行い食育資料としても活用しております。 なお、地場産物の定義は、全て南九州市産で位置づけており、その使用率は令和5年実績で生鮮野菜・果実と米の重量ベース換算で48.13%です。 その他、地場産物を使用した学校給食の様子をテレビ放映や新聞、広報紙で紹介し、広く周知しているところです。 今後も、安心安全な地元産の積極的な活用に努めてまいりたいと考えております。
--	---	--

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱

平成21年 2 月 17 日
教育委員会告示第 3 号

(設置)

第1条 南九州市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うにあたり、透明性及び客観性を確保するため、南九州市教育委員会教育行政評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部の視点から評価を行い、教育委員会に評価結果を報告する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し識見を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員

【任期】 1 年 自 令和 6 年 5 月 20 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

職 名	氏 名	備 考
委 員	伊地知 健三	川辺高等学校校長
委 員	松久保 こずえ	スクールソーシャルワーカー
委 員	山脇 勝次	有識者（宮脇地区公民館館長，元市役所職員）
委 員	鮎川 ゆり子	主任児童委員，民生委員，川辺中学校評議員
委 員	白坂 正弘	有識者（元市役所職員）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年 6 月 30 日制定 法律第 162 号）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当っては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。